

鏡野町住民税非課税世帯臨時特別給付金 (7万円／1世帯)のご案内

※受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯臨時特別給付金(1世帯7万円)は、令和5年度の住民税均等割非課税世帯を対象に支援する給付金です。
- 令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録されている世帯が対象です。
- 給付金を受給するには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額	給付金の支給時期
1世帯あたり7万円	鏡野町が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。
申請期限 令和6年2月29日(木) ※郵送の場合は必着	

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員が**令和5年度「住民税均等割が非課税」**の世帯
(世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。)



鏡野町から確認書が届きます(要返送) ※12月下旬から翌1月上旬にかけて順次「確認書」を発送します

【注意事項】

※「確認書」が届かない世帯の場合

「世帯の中で税情報が把握できない方」、「令和5年1月2日以降に鏡野町へ転入」等により確認書が届かない場合があります。世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」である場合は申請が必要です。申請書に必要書類を添えて届出してください。

【申請書配布先】

鏡野町 総合福祉課窓口

※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。

※当該給付金は、非課税扱いであり、差押禁止等の取扱いとなります。

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

お問い合わせ先 鏡野町総合福祉課 福祉係 担当:井上 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

水道管を凍結から守りましょう!

水道管が凍結すると水が出なくなるだけでなく、破裂して漏水することもあります。宅内水道管の修理費用はお客さまの負担となりますので、早めに防寒対策をして、冬を乗り越えましょう!

○水道管はあなたの財産です

メーターから宅内側の水道管とそれに接続する給湯器やトイレなどの設備はすべてあなたの財産です。水道管の凍結で漏水が発生すると、高額な水道料金や修理費用も自己負担となります。普段から気象情報を確認し、水道管を凍結から守りましょう。

○水道管の防寒対策

蛇口が破裂しやすいので、保温材や毛布などで図のように上側までしっかり包んでください。また、夜間冷え込みそうなときは、蛇口から細く水を流すのも良いでしょう。

○凍結したときは

凍った部分にタオルなどをかぶせて、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。

※熱湯をかけないでください! 水道管や蛇口が破裂するおそれがあります。

○破裂・漏水してしまったときは

①メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止めてください。

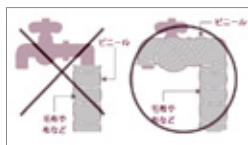
②もし漏水が発生した場合は止水栓を閉め、鏡野町指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。宅内水道管の修繕費はお客さまの負担となります。

○長期不在時は止水栓を閉めてください

長期間水道を使用しない場合には、止水栓を閉め、水抜きを行って漏水を防止しましょう。

(水抜きの方法)

- ①止水栓を閉める。
- ②すべての蛇口を開けて、残った水を抜いておく。
- ③蛇口から水が出なくなったら、すべての蛇口を閉める。



お問い合わせ先

鏡野町上下水道課 担当:三道
電話(0868)54-0001